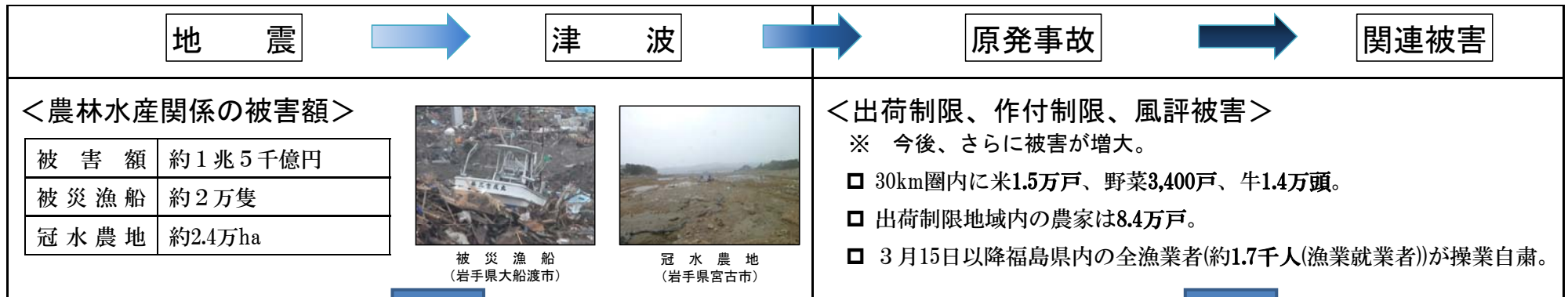


# 東日本大震災関連資料

# 東日本大震災による農林水産業への影響と対応




**【第1ステップ】 応急の対応**

被災者の食料・生活の確保

**自衛隊等と連携し、被災者への食料供給**

- 最大約50万人分 (総計約2,500万食)
- 漁業取締船・調査船等の活用 (計10隻)




**【第2ステップ】 当面の復旧対策**

一刻も早い生業の再開

一次補正予算 (農林水産関係: 3,817億円)

- 1. 漁業の早急な再開の手当**
  - 漁港、漁船、流通加工施設等
- 2. 農地・農業用施設等の復旧**
  - 農業用施設の復旧、除塩 (8,000haまで対応可能)、区画整理等
- 3. 経営再開に向けた作業を行う農漁業者への支援**
  - 農業者: 3.5万円/10a、漁業者: 1.2万円/日




**【第3ステップ】 本格的復興対策**

新たな食料供給基地の建設

- 1. 地域と一体となって本格的な復興を推進。この一環として必要な手続を簡素化するための法案を検討**
- 2. 地域に賦存するバイオマスをエネルギーとして徹底利用**
  - 間伐材などの地域のバイオマスにより10万世帯相当以上の電力・熱供給が可能

- 1. 作付制限・出荷制限等**
  - 避難区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域における稲の作付制限を指示 (域内市町村の農地は2.6万ha)。
- 2. 原発事故の損害について原賠法に基づく適切な賠償**
  - 出荷制限、出荷自粛等について一次指針に盛り込み。
  - 風評被害等についても早急に指針を作成する必要。
- 3. 被害農林漁業者へのつなぎ融資に対し、国が実質的な保証を引受**
- 4. 風評被害防止のための国民への正確な情報提供等**

国内対策	国際対策
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農畜産物・水産物の放射性物質の検査結果等の迅速な公表。</li> <li>● 「食べて応援しよう！」等の取組の推進。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 在外公館、在京大使館、相手国への訪問等による働きかけ。</li> <li>● 産地証明書等の発行体制の整備。</li> </ul>
- 5. 放射性物質に汚染された土壌の改良手法の研究**

物理的手法	表層土壌のはぎ取り
化学的手法	ゼオライト等による放射性物質の吸収
生物学的手法	ナタネ等による放射性物質の吸収

# 東日本大震災による 農林水産業への影響

平成 23 年 5 月  
農 林 水 産 省

# 1. 地震・津波による農林水産業への影響

## 東日本大震災における農林水産関係の重大さ

東日本大震災における、農林水産関係の被害額は、現在わかっているだけでも過去の震災を大きく上回る。

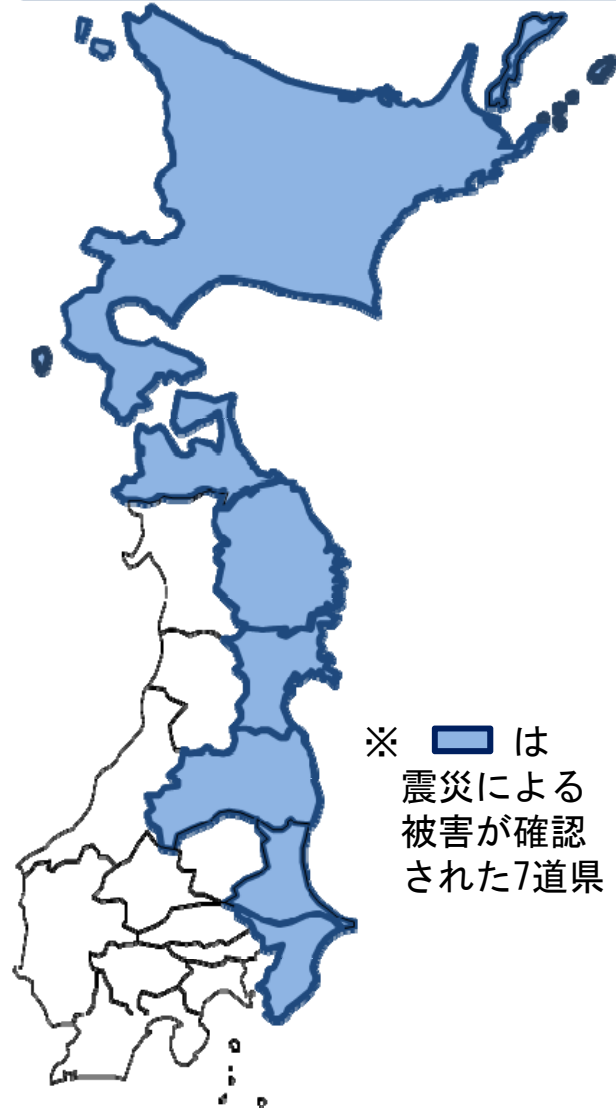
### <平成における震度7以上の震災の比較>

名 称	発 生 年 月	死者・行方不明者	農林水産関係被害
東日本大震災	平成23年3月	(死者) 14,919人 (不明) 9,893人	14,874億円
新潟県中越地震	平成16年10月	(死者) 68人	1,330億円
阪神・淡路大震災	平成7年1月	(死者) 6,434人 (不明) 3人	900億円

(注) 東日本大震災の数字は死者・行方不明者については平成23年5月9日時点、農林水産関係被害については5月8日時点。岩手県、宮城県及び福島県の水産被害が一部集計中など、今後大きく増大する見込み。

# 水産業への被害①

- ・ 全国の漁業生産量の5割を占める**7道県**（北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉）を中心に広範な地域で大きな被害。漁業就業者数は**73,948人**（全国の漁業就業者数の**1/3**）。



## 7道県での被害 (漁船、漁港、市場、加工施設)

漁 船	約 <b>2万隻</b> が被災
漁 港	<b>319漁港</b> が被災し、被害額は <b>4,119億円</b>
市 場	隣接する大半の市場が被災。 全壊は <b>22市場</b>
水産加工施設	全壊が <b>394施設</b> 、半壊が <b>101施設</b> 、 浸水が <b>114施設</b>

## 海面ががれきで埋まった寄磯漁港 (石巻市)



## 鮎川漁港に打ち上げられた漁船 (石巻市)



## 津波で損壊した寄磯漁港水産加工場 (石巻市)



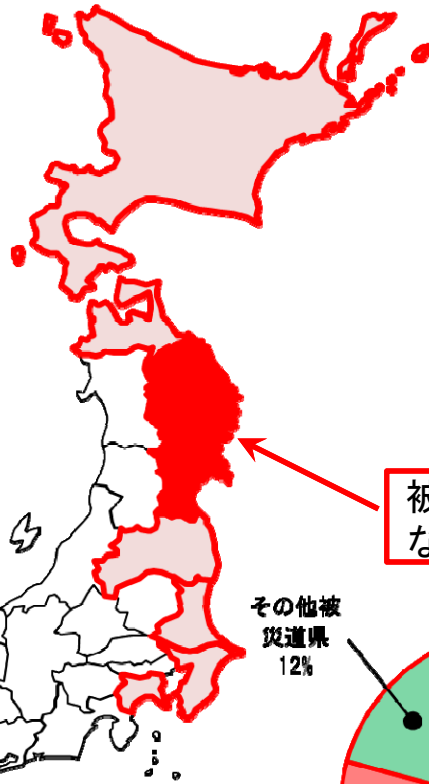
※被害関係の数値は平成23年5月8日時点（被害状況の把握が進めば、さらに数字が大きくなる可能性）

## 水産業への被害②

- ・ 養殖施設への被害額は**1,008億円（養殖物も含む）**。被災地では、特に、**わかめ**、**かき**の生産量が多く、被害は甚大。

### 養殖施設への被害が確認された 道県（15道県）

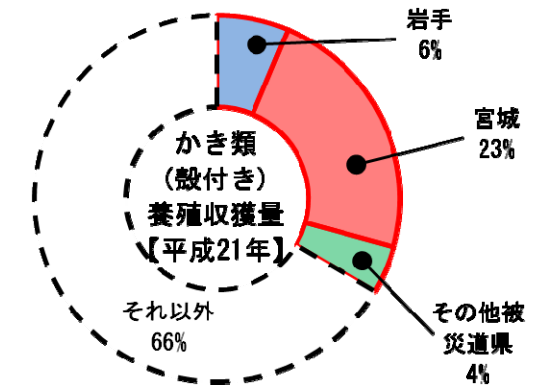
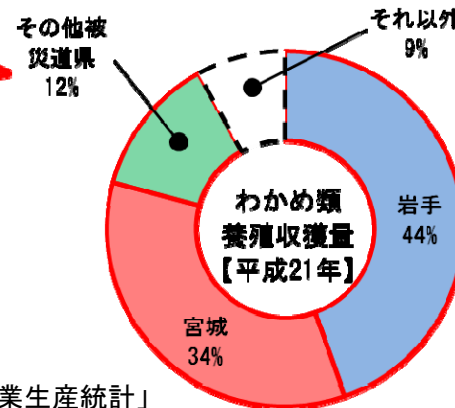
北海道、青森県、岩手県、  
宮城県、福島県、茨城県、  
千葉県、神奈川県、三重県、  
和歌山県、徳島県、高知県  
大分県、宮崎県、沖縄県



被災した養殖かき浄化施設（石巻市）



被害が確認された地域（特に岩手県、宮城県）で盛んなわかめ、かき養殖には壊滅的な被害。



(資料)「平成21年漁業・養殖業生産統計」

### わかめ類、かき類(殻付き)の全国生産量に占める被災道県の割合

※被害関係の数値は平成23年5月8日時点

※被害状況の把握が進めば、さらに数字が大きくなる可能性

# 農業への被害

- ・ 約**2.4万ha**の農地が冠水（水田20千ha、畑3.4千ha）。岩手県、宮城県、福島県で**2.3万ha**。
- ・ 農業関係の被害額は新潟県中越地震の**約5.5倍の7,292億円**（農地や農業用施設等の被害額が**6,807億円**、農作物や家畜等の被害額が**485億円**）。

津波により冠水し、がれきに埋まった農地（岩手県大槌町）



※   は  
震災による  
被害が確認  
された17県



【津波による田畑が流失・冠水被害（6県）】

県名	流失・冠水等被害推定面積	田畑別内訳試算	
		田	畑
青森県	79 ha	76 ha	3 ha
岩手県	1,838 ha	1,172 ha	666 ha
宮城県	15,002 ha	12,685 ha	2,317 ha
福島県	5,923 ha	5,588 ha	335 ha
茨城県	531 ha	525 ha	6 ha
千葉県	227 ha	105 ha	122 ha
合計	23,600 ha	20,151 ha	3,449 ha

（資料）「津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の推定面積（平成23年3月）」

【農業関係被害】

被害内容	被害数	被害額
農地の損壊	2,062箇所	3,755億円
農業用施設等の損壊	10,546箇所	3,051億円
農作物、家畜等の被害	—	116億円
農業・畜産関係施設等	—	370億円
合計	—	<b>7,292億円</b>

新潟県中越地震の被害額（1,330億円）の**約5.5倍**

破損した農道（岩手県奥州市）

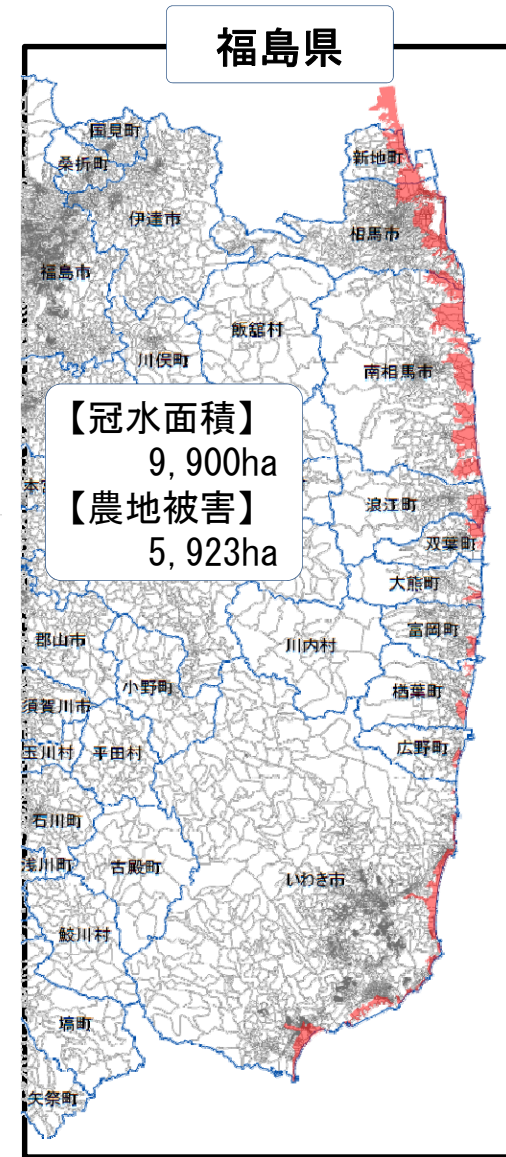
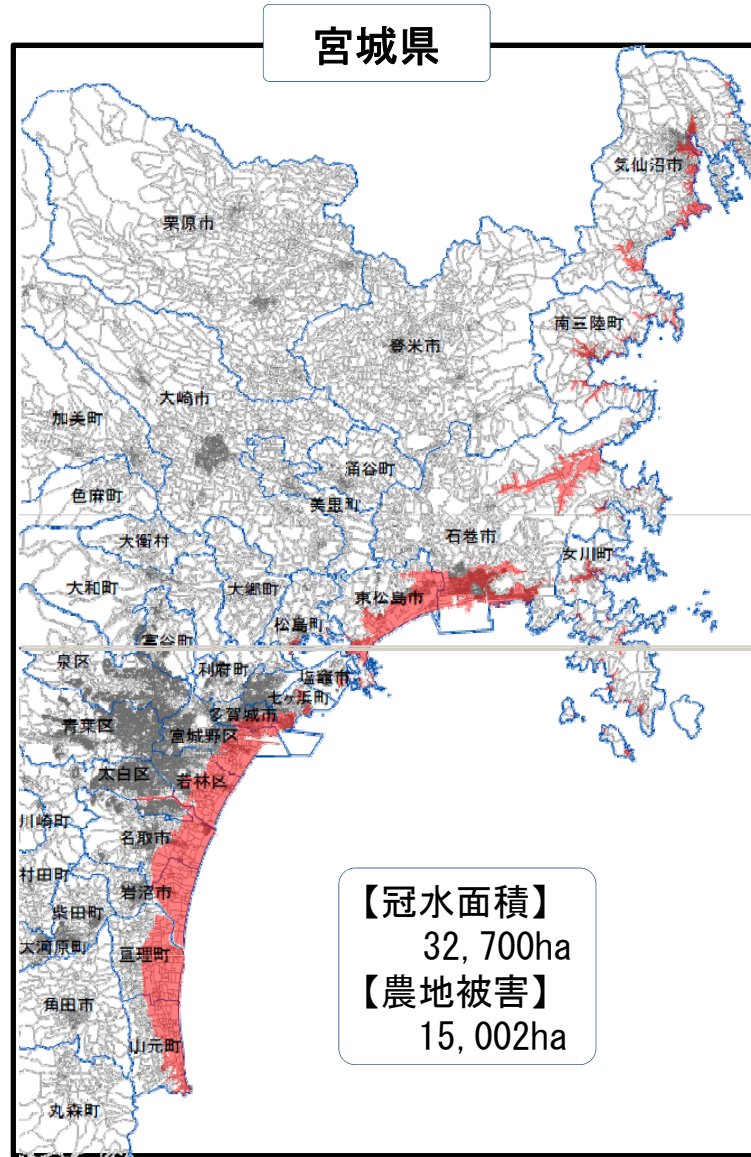
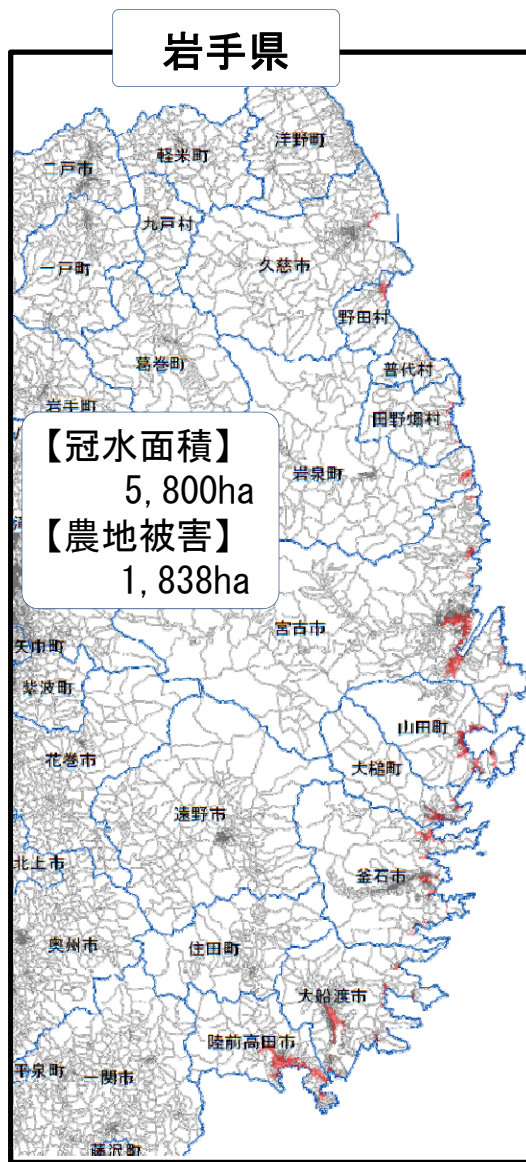


がれきの堆積した幹線排水路（宮城県名取市）

※被害関係の数値は平成23年5月8日時点

※被害状況の把握が進めば、さらに数字が大きくなる可能性

# (参考) 特に津波による被害が大きかった3県の被災範囲




※赤塗り箇所が津波被災地域 (<http://www.stat.go.jp/data/chiri/map/index.htm>)より改変

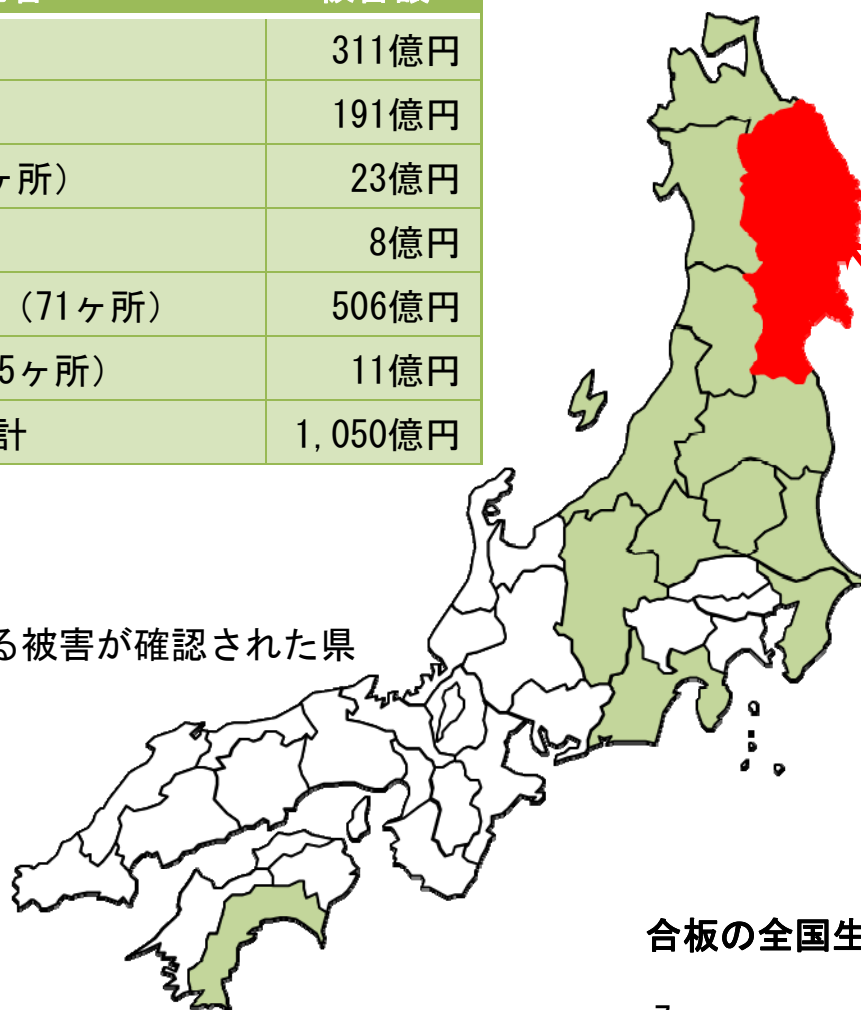
※被害関係の数値は全体面積については国土地理院平成23年4月8日プレスリリース、農地面積については平成23年3月29日農林水産省プレスリリース、より引用

# 林業・木材加工業への被害

- ・ 主な被災県は宮城、茨城、岩手、福島、長野県等の14県で、被害額は**1,050億円**。
- ・ 国内合板生産の**約3割**を担う岩手県と宮城県では多くの合板工場が被災。

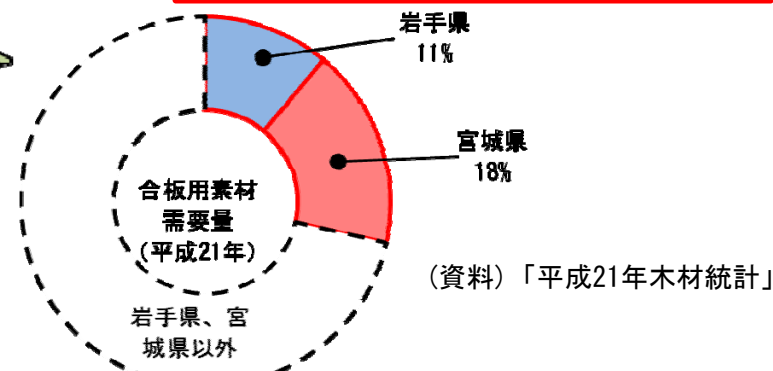
被害の内容	被害額
林地荒廃 (403ヶ所)	311億円
治山施設 (153ヶ所)	191億円
林道施設等 (1,577ヶ所)	23億円
森林被害 (810ha)	8億円
木材加工・流通施設 (71ヶ所)	506億円
特用林産施設等 (395ヶ所)	11億円
合計	1,050億円

※  は震災による被害が確認された県 (14県)



被災した合板工場

岩手県、宮城県（国内合板生産の約3割）で特に甚大な被害。



合板の全国生産量に占める岩手県、宮城県の割合

## 2. 地震・津波被害からの復旧・復興対策

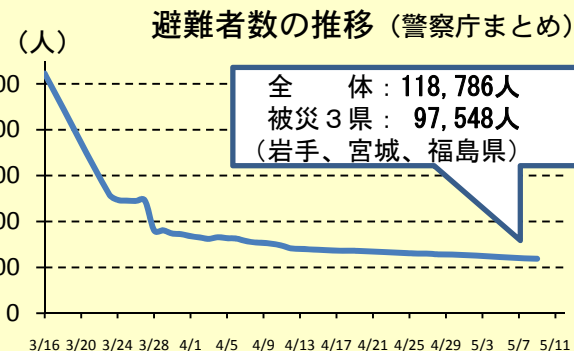
# 地震・津波被害への農林水産関係の対応

## 【第1ステップ】 応急の対応

被災者の食料・  
生活の確保

### 政府緊急災害対策本部の設置等

1. 被災者（ピーク時約50万人）分の食料を供給（自衛隊機、漁業取締船等も活用）
2. 被災地域への飼料、農林漁業用燃料の供給
3. 当座の資金調達の円滑化措置 等



## 【第2ステップ】 当面の復旧対策

一刻も早い生業  
の再開

### 一次補正予算等による対応

1. 漁船、冷凍・冷蔵施設等の手当て
2. 用排水路、排水機場の復旧や除塩等の農地復旧、農地・農業用施設の復旧と併せて行うがれき除去、等
3. 仮設住宅等の設置に必要な木材の供給体制整備
4. 早期復帰が見込める地域は、なるべく早く原状復帰

## 【第3ステップ】 本格的復興対策

新たな食料供給  
基地の建設

### 復興構想会議の設置。6月目途に提言予定

1. 災害に強い地域として再生
2. 自然調和型産業を核とする活力ある産業の育成
3. 自然に根ざした豊かな生活基盤の形成  
を基本コンセプトに地方と国が一体となって新たな食料基地を建設

# 震災直後の応急の対応

- ・ 不足している**食料**、**燃料**（A重油等）、**配合飼料**等を被災地に輸送。
- ・ 被災した農林漁業者の円滑な資金調達や冠水した農地の排水作業等を支援。

## 被災地域への食料供給

- これまでに**約2,500万食**の食料と**約200万リットル**の飲料を被災地に輸送。ピーク時には1日で約128万食分の食料を供給。
- 水産庁の**漁業取締船等の計10隻**が民間漁船と協力して海上から物資（食料、燃料日用品、医薬品）を輸送。



福貴浦漁港における水産庁漁業取締船による救援物資の引き渡し（宮城県石巻市）

## 被災地域の飼料不足への対応

- 工場の被災により、供給不足となった配合飼料の供給確保を支援するため、
  - ①飼料関係団体に対し、**九州や北海道等からの配送**（内航船運搬、トラック輸送）の要請、
  - ②備蓄飼料穀物（最大40万トン）の**無償・無担保での貸付等**を措置。



被災した配合飼料工場とサイロ（岩手県釜石市）

## その他の応急対応

### 【資金調達の円滑化】

- 被災した農林漁業者等が資金を調達できるよう、円滑な融資等を関係団体に依頼。
- 農業共済掛金の**払込期限等の延長**・共済金の**早期支払い**に向けて**共済団体に指導**。

### 【排水設備の貸出】

- 農地等の湛水を排除するため、**災害応急用ポンプ**を地方農政局土地改良技術事務所から搬送し供用中。※支援要請のあった福島県、宮城県で計**61台**が供用中（4/20現在）

### 【手続きの簡素化】

- 救援活動等に最優先で取組めるよう、農業者戸別所得補償制度の**申請期限等を延長**。

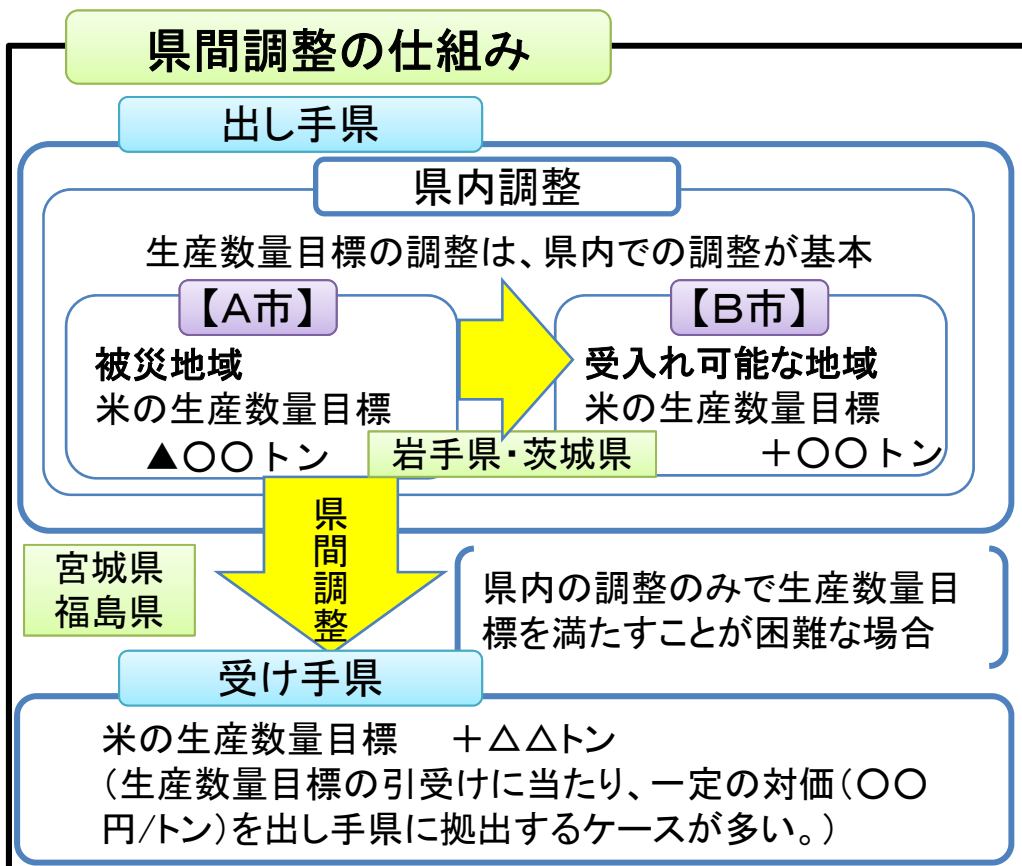


災害応急用ポンプによる排水作業（宮城県名取市）

# 平成23年産米の生産調整について

- ・ 平成23年産米の生産数量目標について、被災県においては、まず県内の被災により米の生産が困難な地域と生産余力のある地域との間で、市町村間等の調整を行っているところ。
- ・ このうち、宮城県及び福島県では、県内の調整のみで生産数量目標を満たせないため、国に県間調整を要請。
- ・ これを受け、国は、生産数量目標の受け手県を募集し、引受けを希望する県の希望数量や条件（対価）を両県に提供。
- ・ この結果、両県と引受希望県との間で調整が行われ、**2.7万トンの県間調整が決定。**

## 県間調整の仕組み



## 本年の県間調整

① 県間調整の希望 **4.6万トン**

宮城県 10,600トン(2,000ha相当)  
福島県 35,000トン(6,500ha相当)

② 引受希望との調整結果  
12県と **2.7万トン※1**

①と②の差 **約2万トン※2**

⇒ 今回の被災による全国ベースでの生産減見込み。ただし毎年、過剰作付が一定量存在。

※1 多くの県では、農家の営農計画や農作業の準備が進んでいるため引受けが難しいとしている。

※2 生産目標数量795万トンの0.2%程度。

# 水産関係復旧対策（1次補正での対応）

## 水産業被害の現状

津波で流された漁船



被災した水産加工施設



被災した防波堤



## 主な復旧対策

漁業を再開するために必要となる資金等を確保する

### 【漁場復旧対策支援事業】（123億円）

- ・ 漁場機能・生産力回復のため、漁業者自身による漁場での瓦礫等の回収処理等を支援

### 【無利子・無担保・無保証人】融資・保証枠690億円（223億円）

- ・ 被災漁業者・漁協等を対象に、実質無利子融資や無担保・無保証人融資を実施するほか、代位弁済経費を助成

漁業を再開するための漁船・漁具を導入する

### 【共同利用漁船等復旧支援対策事業】（274億円）

- ・ 被災した漁船・定置漁具の復旧のため、漁協等が行う漁船・定置漁具の導入を支援

水産加工施設を整備し、地域産業を復旧する

### 【水産業共同利用施設復旧支援事業】（18億円）

- ・ 被災した漁協等が所有する水産業共同利用施設の早期復旧に必要な機器等の整備を支援

### 【農林水産業共同利用施設災害復旧事業】（76億円の内数）

- ・ 水産業共同利用施設の復旧（経営局計上）

漁港や防波堤など漁村のインフラを整備する

### 【漁港関係等災害復旧事業】（250億円）

- ・ 被災した漁港・海岸等の復旧支援及び災害対策関連事業を実施

### 【養殖施設復旧支援対策事業】（267億円）

- ・ 被災した養殖施設の復旧を支援

早期の漁業再開

# 農業関係復旧対策（1次補正での対応）

## 農業被害の現状

津波被害を受けた  
水利施設



冠水被害に  
あった水田



## 主な復旧対策

農業を再開するために必要となる資金等を確保する

### 【被災農家経営再開支援事業】(52億円)

・経営再開の意思のある被災農家を実施する復旧の取組に支援金交付

### 【農業経営復旧のための金融支援】(78億円)

・被災農林漁業者に対する、天災融資資金・日本公庫資金の一定期間実質無利子化等

卸売市場を速やかに復旧し生鮮食料品等の流通ルートを確認する

### 【卸売市場施設災害復旧事業】(18億円)

・被災卸売市場における災害復旧事業

除塩作業を進め、冠水農地において農業を再開する

### 【農地・農業用施設災害復旧等事業】(689億円)

・用排水路、排水機場の復旧や除塩等の農地復旧、農地・農業用施設の復旧と併せて行うがれき除去、等



農業を再開するための共同利用農業用施設・機械等の導入を進める

### 【東日本大震災農業生産対策交付金】(341億円)

・農業生産関連施設の復旧、農業機械の導入、生産資材の購入、土壌分析等について都道府県向け交付金として支援

早期の営農再開

# 林野関係復旧対策（1次補正での対応）

## 林野関係被害の現状

### 住宅の損壊



### 木材加工・流通施設の被災



### 治山施設、林道施設の被害



## 主な復旧対策

林業を再開するために必要となる資金等を確保する

### 【林業・木材産業等の金融支援措置】(99億円)

- ・被災した林業者・木材業者に対する公庫資金や信用保証の金利・保証料の負担軽減、森林組合再建に向けた利子助成

木材加工流通施設等を整備し、木材を安定的に供給する

### 【木材供給等緊急対策】(59億円)

- ・仮設住宅等の建築・補修に必要な資材確保のための木材加工流通施設の復旧・整備や間伐材等の流通コストへの支援等



被災した治山施設、林道施設等を緊急的に復旧する

### 【山林施設災害復旧等事業】(157億円)

- ・治山施設、林道施設の災害復旧事業及びこれと併せて行う再度災害防止等のための災害関連事業を実施

### 【緊急治山対策・被害森林緊急復旧対策】(28億円)

- ・地震、津波等により被災した山地、海岸部の保安林の緊急的な復旧整備、山火事の被害木の除去・処理及び復旧造林等を実施

適切かつ速やかな災害復旧の実施  
仮設住宅に必要な木材の安定供給

# 農林水産関係補正予算（第一次）の概要

## 【水産業復旧対策】

<b>漁港、漁場、漁村等の復旧</b>	
漁港関係等災害復旧事業（公共）	250億円
災害復旧と連携した水産基盤復旧復興対策（公共）	55億円
水産関係施設等被害状況調査事業	3億円
<b>漁船、市場、加工施設、関連施設等の回復</b>	
共同利用漁船等復旧支援対策事業	274億円
養殖施設復旧支援対策事業	267億円
水産業共同利用施設復旧支援事業	18億円
<b>漁業活動再開・継続への支援</b>	
漁場復旧対策支援事業	123億円
漁船保険・漁業共済の再保険金等の支払	860億円 所要額 968億円
漁船保険組合及び漁業共済組合支払保険金等補助事業	80億円
無利子・無担保・無保証人融資の推進	223億円 融資・保証枠 690億円

## 【農地・農業用施設等の復旧】

<b>農地・農業用施設等の復旧</b>	
農地・農業用施設等災害復旧事業（公共）	689億円
災害対策支援機械費（公共）	9億円
農地・農業用施設等災害復旧関連調査（公共）	26億円
農林水産業共同利用施設災害復旧事業	76億円
<b>生産手段・流通機能の回復</b>	
東日本大震災農業生産対策交付金	341億円
卸売市場施設災害復旧事業	18億円
配合飼料緊急運搬事業	11億円
政府所有米麦処理等事業	所要額 52億円
<b>経営の継続・再建支援</b>	
被災農家経営再開支援事業	52億円
被災家畜円滑処理・関連業種再開支援事業	6億円
農業経営復旧等のための金融支援（無利子・無担保・無保証人融資の推進）	78億円
東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業	5億円

## 農畜産物等の安全確認

土壌等の放射性物質緊急実態調査事業	2億円
農産物等放射性物質調査・分析対策	1億円
輸出農産物等放射能検査対応事業	2億円

## 【森林・林業復旧対策】

### 森林・林業復旧対策

山林施設災害復旧等事業（公共）	157億円
緊急治山対策・被害森林緊急復旧対策（公共）	28億円
震災復旧対策緊急調査	1億円
木材供給等緊急対策	59億円
林業・木材産業等の金融支援措置	99億円
きのこ原木の安全性確保対策	0.2億円

**総額 3,817 億円**

# 農林水産関係でとった法的措置の概要

## 1. 土地改良法の特例を設置

- ◆ 除塩を含む災害復旧事業等を高い国庫負担率（9/10等）で実施。
- ◆ 国等が申請によらず事業を開始し、施設の改良を伴う事業について、一定の場合、同意徴集手続を簡素化。

## 2. 海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員選挙に関する特例の設置

- ◆ 選挙の実施が困難である場合は、一定の期日まで選挙の延期を可能とするよう措置。
- ◆ 選挙人名簿の作成が困難な場合、次回の選挙までに作成すれば済むよう措置。

## 3. 災害復旧事業代行法により措置

- ◆ 国又は県が、被災地方公共団体からの要請に基づき、漁港や港湾等の公共土木施設の災害復旧事業の代行を可能とするよう措置。

## 4. 一括法により措置

### 1. 農林漁業者の円滑な資金調達の支援

- ◆ 制度資金（公庫資金、農業改良資金、就農支援資金、林業・木材産業改善資金、沿岸漁業改善資金）の償還期限と据置期間を延長（3年間）。
- ◆ (独)農林漁業信用基金が行う保証保険・融資保険において、回収不能となった融資に対する保険支払額を額面の70/100から90/100に引上げ。

### 2. 財政支援の拡充

- ◆ 中央卸売市場の災害復旧事業に対する国庫補助率を4/10から2/3に引上げ。
- ◆ 農業・林業・漁業集落排水施設の災害復旧事業に対する国庫補助率を通常1/2から8/10～9/10に引上げ。
- ◆ 東日本大震災の被害に対する保険金支払いの財源に充当するため、一般会計から漁船普通保険勘定及び漁業共済保険勘定への繰入を可能とするよう措置。
- ◆ 農業者年金の保険料支払を一定期間免除。
- ◆ 震災の行方不明者について、早期の遺族年金の支給が開始できるよう措置。

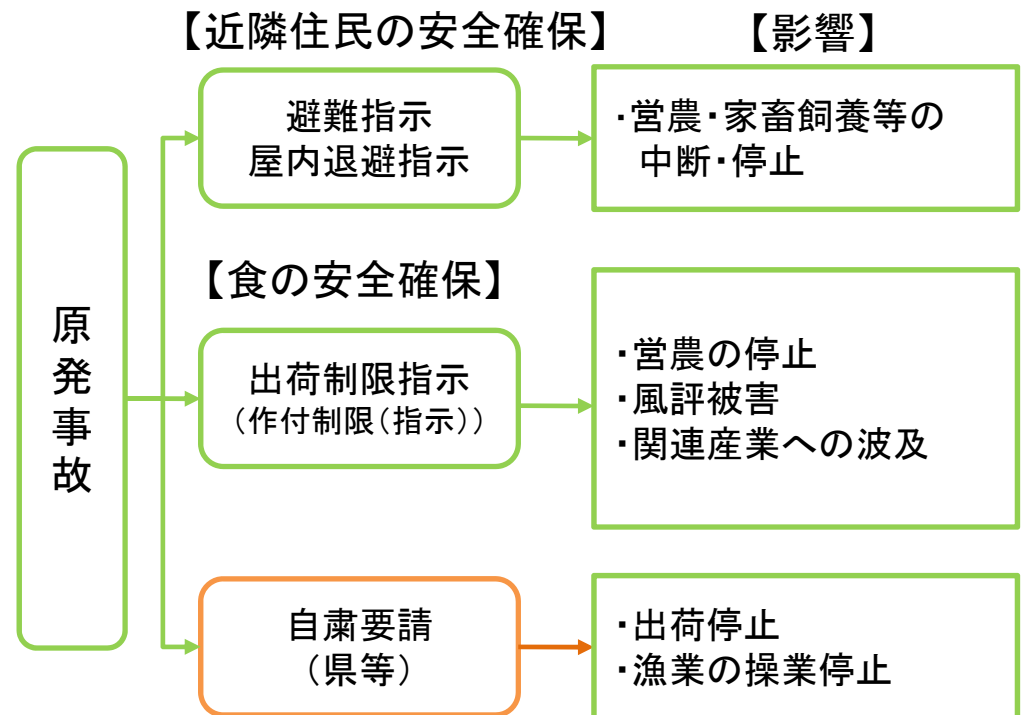
以上のほか、被災地において①災害に強い地域として再生する、②自然調和型産業を核とする活力ある産業を育成する、③自然に根ざした豊かな生活基盤を形成することを基本コンセプトに、地方と国が一体となって新たな食料基地を建設する措置等を検討中。

### 3. 原発問題の農林水産業への影響と対策

# 原発事故に伴う政府の指示等

- ・ 今般の福島原子力発電所事故に伴う放射性物質の飛散、原発周辺地域での放射線量の増大、土壌や農作物の放射性物質による汚染の結果、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」）に基づき、**避難指示、屋内退避指示、出荷制限指示**等が行われた。また、**県等による出荷・操業自粛要請**も行われた。農林水産業等では営農・飼養の中断・停止、漁業の操業停止、収入減少、風評被害、関連産業への波及等の影響が発生。

月日	推移
3月 11日	大地震・津波発生 原子力緊急事態宣言→3km圏内退避指示
12日	福島第一原発1号機水素爆発 → <b>20km圏内避難指示</b>
17日	<b>20～30km圏内屋内退避指示</b> 食品衛生法に基づく暫定規制値設定
18日	福島県の原乳から暫定規制値を超える放射性ヨウ素を検出
19日	茨城県のハウレンソウから暫定規制値を超える放射性ヨウ素を検出
21日	<b>出荷制限(原災本部長指示)</b> 開始
4月 4日	高濃度放射性汚染水約1万トンを海洋に放出
8日	<b>「稲の作付制限の考え方」(原災本部)公表</b>
21日	<b>警戒区域の指示</b>
22日	<b>計画的避難区域、緊急時避難準備区域の指示</b> <b>稲の作付制限(原災本部長指示)</b>



# 原発問題にかかると避難区域等の状況（4月22日現在）

## 避難区域等の状況

	詳細
警戒区域	福島第一原発から半径20kmの範囲に設定され、緊急事態応急対策に従事する者以外の者の立ち入りが制限される区域
計画的避難区域	事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれがあり、計画的に避難することが求められる区域
緊急時避難準備区域	常に緊急時に屋内退避や避難が可能な準備をしておくことが必要な区域



# 原発事故の影響①(出荷制限と解除)

- ・ 福島第一原発の事故による放射性物質の降下に伴い、食品安全の観点から、周辺地域のホウレンソウ、原乳等について、調査結果に基づき、原子力災害対策本部長(総理)から関係県知事に**出荷制限**等を指示
- ・ 概ね1週間ごとに行われる検査において、**3回連続**して暫定規制値を下回った場合出荷制限を解除

## 現在出荷制限の対象となっている農水産物(5月9日現在)

県名	出荷制限品目
福島県	原乳(注1の地域を除く)、非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)(注2の地域を除く)、結球性葉菜類(キャベツ等)(注3の地域を除く)、アブラナ科花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)(注4の地域を除く)、カブ(注5の地域を除く)、原木しいたけ(露地)(注6の地域)、たけのこ(注7の地域)、くさそてつ(こごみ)(福島市、桑折町)、イカナゴの稚魚
茨城県	ホウレンソウ(北茨城市、高萩市)

(注1)福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市(旧都路村の区域を除く)、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市(鹿島区のうち、烏崎、大内、川子及び塩崎を除く区域に限る)、いわき市、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町、新地町、大玉村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村

(注2)白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、いわき市

(注3)会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村、郡山市、須賀川市、田村市(警戒区域を除く)、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、いわき市

(注4)白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、いわき市

(注5)福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く)、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市(警戒区域を除く)、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、いわき市

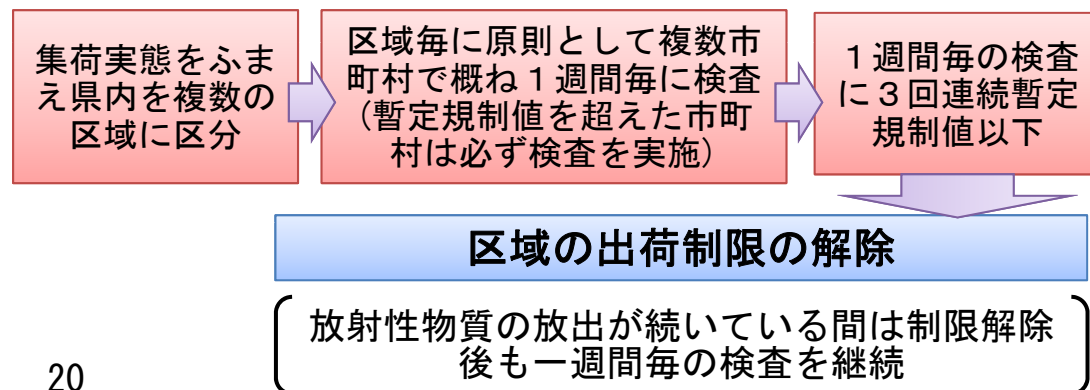
(注6)福島市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市、新地町、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村

(注7)伊達市、相馬市、いわき市、三春町、天栄村、平田村

## これまでに出荷制限が解除された農産物(5月9日現在)

県名	出荷制限が解除となった品目
福島県	4/8, 4/16, 4/21, 5/1 原乳(注1の地域) 4/25 原木しいたけ(いわき市)、4/27, 5/4 結球性葉菜類(注3の地域)、4/27, 5/4 アブラナ科花蕾類(注4の地域)、非結球性葉菜類(注2の地域)、カブ(注5の地域)
茨城県	4/10 原乳(全域) 4/17 ホウレンソウ(北茨城市、高萩市を除く)、カキナ、パセリ
栃木県	4/14 カキナ、4/21, 4/27 ホウレンソウ
群馬県	4/8 ホウレンソウ、カキナ
千葉県	4/22 ホウレンソウ(旭市、香取市、多古町)、シュンギク、チンゲンサイ、サンチュ、パセリ、セルリー(旭市)

## 出荷制限の解除の考え方



## 原発事故の影響②（稲の作付け制限）

- ・ 4月8日に稲の作付け制限等に関する考え方（「稲の作付けの考え方」）を決定。
- ・ 避難地域等に加え、水田土壌の放射性セシウム濃度の調査結果を踏まえ、**生産した米が食品衛生法上の暫定規制値を超える可能性の高い地域**について、**稲の作付け制限**を行うこととし、土壌の調査結果などを基に、4月22日に原子力災害対策本部長から福島県に対して、避難区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域における稲の作付け制限を指示。

### ○「稲の作付けの考え方(抜粋)」 (4月8日決定)

- ・ 避難地域及び屋内退避地域に加え、水田土壌の放射性セシウム濃度の調査結果及び水田土壌中の放射性セシウムの米への移行の指標からみて、生産した米が食品衛生法上の暫定規制値を超える可能性の高い地域については、稲の作付け制限を行うこととする。
- ・ 具体的な地域については、水田土壌の調査結果を踏まえて、国と関係地方自治体が協議して決定し、その段階で原子力災害対策本部長から関係地方自治体に対し、稲の作付け制限を行うよう指示する。
- ・ **稲の作付け制限を行う場合は、適切な補償が行われるよう万全を期す**こととする。

### 水田土壌中の放射性セシウムの米への移行の指標

水田土壌から玄米への放射性セシウムの移行の指標は0.1



玄米中の放射性セシウム濃度が食品衛生法上の暫定規制値(500 Bq/kg)以下となる  
土壌中放射性セシウム濃度の上限(5000 Bq/kg)  
※これを超過した場合、生産した米が食品衛生法上の暫定規制値を超える可能性がある

### 作付け制限の農家への影響

- **米の販売代金や交付金(戸別所得補償制度によるもの)が得られないだけでなく、せつかく準備・購入していた種や資材が無駄になるほか、収入が無いのに、地代、水利費、土地改良の負担金等を払うことを求められる。**
- 作付け制限地域だけでなく、その**周辺地域でも著しい風評被害**。

# 原発事故の影響③（水産業）

- ・ 福島第一原発の事故が深刻化する中で、周辺地域の漁業者は、**県・県漁連等の要請に従い**、あるいはモニタリングの結果が出るまでの間、**操業を停止**。
- ・ 4月2日に発見された2号機取水口付近からの高濃度放射性廃液の流出や、4月4日から行われた**大量の放射性汚染水の放出の影響**も懸念されているところ。

## 海産魚介類の放射性物質検査の実施状況



## 操業停止の実態（平成23年4月20日時点）

県名	内容
福島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福島原発から<b>30Km圏内</b>は<b>航行危険区域</b>（海上保安庁が設定）となっており、操業できず</li> <li>・ 原発事故が深刻化する中で、<b>県漁連の指導</b>及び<b>漁協組合長会議の決定</b>により、<b>3月15日以降、漁協が全ての操業を自粛</b></li> <li>・ <b>4月20日、原子力災害対策本部長指示</b>により<b>コウナゴの摂取及び出荷が制限</b></li> </ul>
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原発事故が深刻化する中で、県によるモニタリング結果が出る4月2日まで、<b>県沖での操業を自粛</b></li> <li>・ 県沖で採取されたコウナゴから<b>暫定規制値を超える放射性物質が検出</b>されたことを踏まえた<b>4月5日の県の出荷・販売の自粛要請</b>を受けて、<b>県下漁協が船びき網漁業の操業を自粛</b></li> </ul>

## 周辺県の漁業の概況（内水面を除く）

	福島県	茨城県	千葉県
漁業生産額 （億円、21年）	160	138	300
漁業就業者数 （人、20年度）	1,743	1,551	5,916

（資料）「平成21年漁業・養殖業生産統計年報」「2008年漁業センサス」

注：漁業生産額の福島県及び茨城県については、海面養殖業が秘匿措置（調査客体が2以下）により非公表のため、含まれていない。

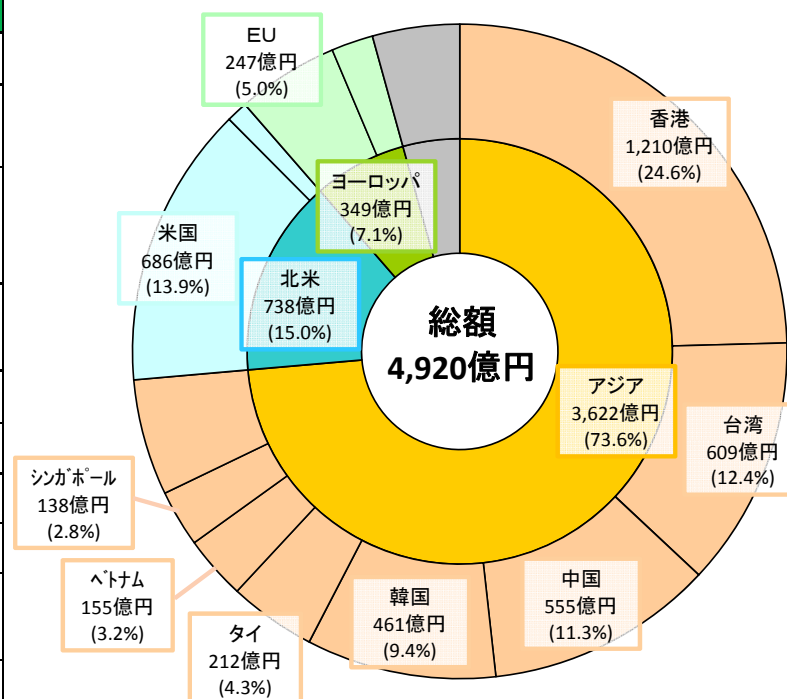
## 原発事故の影響④（諸外国の輸入規制の動き）

- ・ 原発事故以来、中国やEU等の**38ヶ国・地域**において、日本産食品の輸入に対し**輸入停止**又は**証明書の要求**といった規制強化をする動き(5月9日現在)。
- ・ 政府として、過剰な規制を行わないようWTO会合や在外公館を通じて働きかけ。
- ・ EU、EFTA、シンガポール、マレーシア、韓国向けの**産地証明等の発行体制**を整備。

### 主な輸出先国の輸入規制措置の例

対象国	対象県	品目	措置
中国	12都県※1	全ての食品・飼料	輸入停止
	12都県以外	全ての食品・飼料	①放射能基準適合証明書及び②産地証明書を要求
韓国	5県※3	ほうれん草、カキナ、原乳、飼料等	輸入停止 (原乳は福島、茨城のみ。飼料は福島、栃木、群馬、茨城のみ)
	13都県※2	全ての食品(5県の上記除く)	放射能基準適合証明書を要求
	13都県以外	全ての食品	産地証明書を要求
EU	12都県※1	全ての食品、飼料	放射能基準適合証明書を要求
	12都県以外	全ての食品、飼料	産地証明書を要求
台湾	5県※3	全ての食品	輸入停止
	5県以外	加工食品を除き全ての食品	全ロット検査
香港	5県※3	果物、野菜、牛乳等	輸入停止
		食肉(卵含む)、水産物	放射能基準適合証明書を要求
米国	6県※4	ほうれん草、カキナ、原乳、きのこ、イカナゴの稚魚等	輸入停止(福島、栃木(ほうれん草のみ))
		果物、野菜等	放射能基準適合証明書を要求

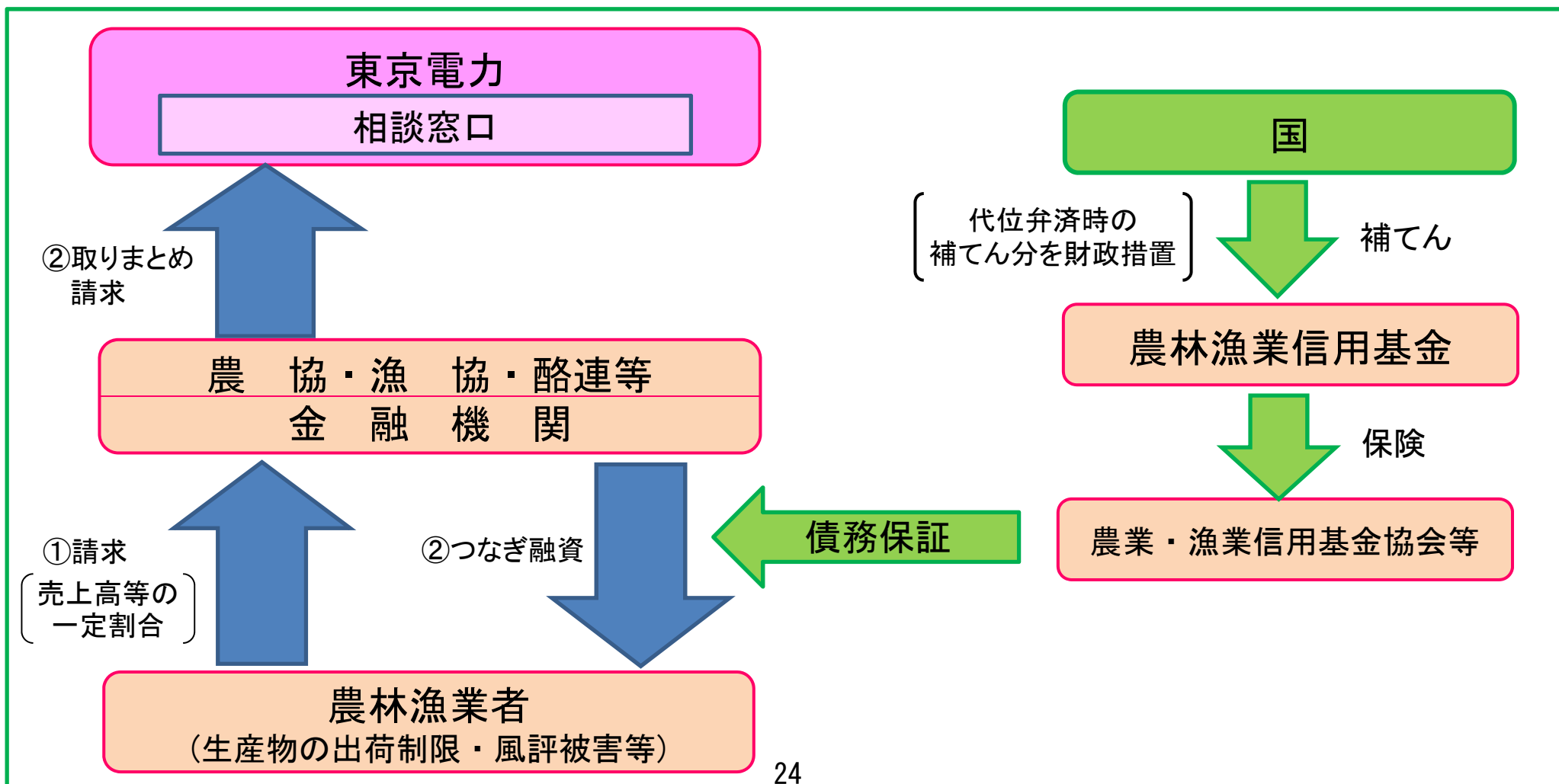
### 農林水産物・食品の輸出実績



- ※1 福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉
- ※2 福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、埼玉、東京、千葉、静岡、神奈川
- ※3 福島、群馬、栃木、茨城、千葉
- ※4 福島、群馬、栃木、茨城、埼玉、千葉

# 原発事故で被害を受けた農林漁業者への補償等

- ・ 福島原発の事故による農作物・水産物への被害については**原子力損害賠償法**に基づき、賠償。
- ・ J A・J Fグループは、農業者・漁業者の損害賠償をとりまとめ請求する作業を進めているほか、賠償が行われるまでの間、被災農家に対し、**無利子融資**等によるつなぎ資金の融資を実施。つなぎ融資に対する債務保証については、国が実質的に保証。



# 農林水産物の風評被害への対応

- ・ 発生被害について、原子力損害の賠償に関する法律に基づき適切に賠償されるよう最大限努力。
- ・ 風評被害に対しては、科学的知見に基づき正確な情報提供を進めるほか、政府、農業団体等が一体となって被災地産の食品の消費を応援する等の取組を展開。

## 【風評被害の発生】

周辺地域で

- ・ 大気中・海水中から基準を超える放射性物質の検出
- ・ 周辺地域では農作物・水産物の出荷規制

出荷規制がなくとも

出荷や操業を自粛せざるを得ない地域が発生

他の産地の農作物や水産物について、販売量の減少や価格の低迷

諸外国において、日本産食品の輸入停止等

といった事案が発生

## 【被害を受けた生産者等に対する賠償】

- 福島原発の事故による損害については、「原子力損害賠償法」に基づき東京電力による適切な賠償が行われることが重要
- 第3回原子力損害賠償紛争審査会において、出荷制限や出荷自粛等について第一次指針が取りまとめ。風評被害など第一次指針に盛り込まれなかった被害についても、早急に指針に盛り込まれるよう、今後とも強く働きかけ

## 【科学的知見に基づく正確な情報を提供】

- 農林水産大臣から消費者及び小売事業者に対し、出荷制限対象外の農作物等について、普段どおり買い物や商売をしていただくようメッセージを発信
- 在京の外交団や外国プレス等に対してブリーフィングを実施するとともに、わが国のとった措置や検査結果を説明し、過剰な規制をとらないよう働きかけ
- 都県と連携して実施した農産物・水産物のモニタリング結果を速やかに公表 等

## 【正しい知識に基づいた被災地応援の取組】

- 「食べて応援しよう!」をキャッチフレーズにした被災地応援の取組  
被災地産食品を積極的に消費することによって、産地の活力再生を通じた被災地の復興を応援
- 農業団体による被災地支援の取組  
被災地産農産物の販売会等を通じ、被災地を応援

